

令和4年度野洲市予算編成方針

本市は、目指す将来の都市像を『多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち』とし、「住んでよかったまち」、「住んでみたいまち」、「住み続けたいまち」と感じていただけるよう、「子育て・教育・人権」、「福祉・生活」、「産業・観光・歴史文化」、「環境・都市計画・都市基盤整備」、「市民活動・行財政運営」の各分野において、協働のまちづくりやSDGsの視点から実施計画を策定し、笑顔あふれる市政の実現に向けて積極的に取り組んでいるところである。

しかし、国の地方財政に対する考え方として「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、令和4年度から令和6年度について、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、普通交付税の交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」との方針が示されているものの、「感染症の状況も見極めながら、地方財政も含め財政構造を平時モードに戻していく必要がある。」とされており、今後の国の動向によっては新たな新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されないことも考えられることから、市単独での対策が必要となることも想定される。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による税収等の落ち込みも予想され、市税に地方交付税等を合わせた一般財源総額については、大幅な伸びを期待することができない状況である。

特に、本市の財政状況は厳しく、本年6月に策定した野洲市行財政改革の推進について（概要）において示すとおり、少子・高齢化の進展による社会保障関係経費の増大など、義務的な経費の増加への対応や、機能の重複する施設の集約化が進んでいないことなどによる長寿命化や更新といったいわゆる公共施設等の老朽化対策に要する経費など、多額の財源確保が必要となっているため、令和8年度末までに財政調整基金、及び公共施設等整備基金を一定規模、確保することを重点取組事項としているところである。

以上のことから、令和4年度予算においては、重点事業は積極的に展開していくものの、限られた一般財源の中で野洲市行財政改革の推進について（概要）を踏まえた予算編成に取り組むものとする。

1. 本市の財政状況

令和2年度決算における一般会計の実質収支は、約7億8千万円の黒字となったものの、経常収支比率については93.5%と高い水準で推移しており、依然として厳しい状況にある。

歳入面においては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済活動への影響は大きく、税収の見込みは不透明であり、国等からの積極的な財源獲得、ふるさと納税等による寄附の促進、広告事業の展開、資産の有効活用など、ハード・ソフト両面からあらゆる検討を行い、税外収入の確保を図ることが必要である。

また、歳出面においては「令和2年度野洲市一般会計歳入歳出決算事項別明細書」では、新型コロナウイルス感染症の影響によるところもあるものの、約13億3千万円の不用額が発生(実質収支でも7億8千万円)していることから、より精度の高い予算要求が必要となっている。

財政安定のためには経常経費の抑制が必須であり、これまで以上に職員一人ひとりがコスト意識を持ち、必要性や有効性を検証し、より効果的で実効性の高い施策を優先的に実行する予算措置を行う必要がある。

2. 予算編成に向けた基本的な考え方

(1) 基本方針

第2次野洲市総合計画はもとより、野洲市経営改善方針及び野洲市経営改善アクションプラン(令和元年度～5年度)、野洲市行財政改革の推進について(概要)(令和4年度～8年度)の趣旨に基づき、今直面する行財政の危機に対し、市を挙げて改革を行う必要があることから、予算編成手法に枠配分方式を導入し、持続可能な行財政運営を行うことにより笑顔あふれる市政の実現を目指す。

(2) 予算編成の見積方法

人口動態や今後の財政状況を踏まえつつ、「既存事業ありき、前例踏襲」の意識を捨て、各部(局)において自らの権限と責任で新たな行政課題を含めすべての事務事業の必要性や優先度を精査、厳選し、限られた一般財源の中で市民ニーズに合った事業を展開できるような予算見積もりを行うこととする。

特に、次の事項について留意すること。

- ① 経常的経費(一次)について、各部(局)は施策の具体化に当たり、ゼロベースで検証を行い、同一の効果を挙げながら業務量や経費を削減できる方法はないか、同一の経費でより効果の高い方法はないかなどを徹底的に検証し、効果的で実効性の高い施策を配分された額の範囲内で予算要求を行うこと。

- ② 臨時的経費（二次）について、各部（局）は各事業の必要性や優先度を十分精査するとともに、最少の経費で最大の効果があがるよう、効果性・効率性を追求すること。
- ③ 野洲市行財政改革の推進について（概要）に基づき、業務の効率化（人件費の抑制）、補助（サービス）事業等の見直し、使用料（手数料）の見直し、民間ノウハウ（提案）の導入等について、重点的に取り組むこと。
- ④ AI・ICT技術の積極的な活用により業務の効率化を図ることはもとより、戦略的思考をもってデジタル変革が進む時代に即した新たな仕組みの構築を進めること。
- ⑤ 市民ニーズに即した公共サービスを安定的に提供していくために、経営的な視点のもと、職員一人ひとりの生産性を高め、業務や施設の現状把握と課題整理を的確に行い、市民のため、まちのために必要な事業への改善や再構築（スクラップ・アンド・ビルド）を念頭に要求を行うこと。
特に、野洲市行財政改革の推進について（概要）に基づき行われた行革ヒアリングにおいて指摘があった事業費（事業名）については、ヒアリングにおいて確認を行う。
- ⑥ 新規事業、及び拡充事業については、目的達成等を踏まえた終期を設定し、後年度の受益と負担を明らかにした上で見積ることとし、独自財源や既存事業の見直しなど、必要な財源が確保できるもののみとする。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の影響により今後さらなる対応が必要となることが予想されるため、無駄を徹底排除した予算見積もりとすること。

(3) 重点事業への取り組み

次の事業については、『多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち』を実現するための重点事業とし予算化することを基本とするが、最小限の費用で最大限の効果を発揮できるよう予算編成に当たるものとする。

- ・ 子ども・子育て支援関連事業
- ・ 学校施設整備関連事業
- ・ 野洲市民病院整備事業
- ・ 野洲駅南口複合商業施設官民連携整備事業
- ・ 市営住宅更新整備事業
- ・ 雨水幹線整備事業
- ・ 道路（橋梁）等更新事業
- ・ 遊休資産の積極的な活用

(4) 国、県等との施策の整合

国、県等による制度の廃止、変更等による予算の動向を的確に把握し、特定財源の代替の財源が担保されない場合は、事業の中止又は縮小を原則とし、市単独事業としての継続は認めないものとする。

(5) 予算編成過程の公開

予算編成過程の透明化を図るべく、予算編成事務の主要過程（要求・財政部長査定・市長査定）において、その概要を公開し市民への情報提供を図っていく。